



平成 29 年 5 月 12 日

## 各 位

上場会社名 株式会社田中化学研究所  
代表者 代表取締役 社長執行役員 田中 保  
(コード番号 4080)  
問合せ先責任者 総務人事部長 田島 敏雅  
(TEL. 0776 - 85 - 1801 )

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年5月12日開催の取締役会において、「定款の一部変更」を平成29年6月23日開催予定の当社第61期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の目的

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) により、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が変更され、「業務執行を行わない取締役」及び「社外監査役でない監査役」との間で責任限定契約を締結することができることとなった為、現行定款 第 31 条（取締役の責任免除）及び第 42 条（監査役の責任免除）を変更するものであります。また、表現の明確化及び文言の整備その他所用の変更も行います。

なお、これらの変更に関しては、各監査役の同意を得ております。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は別表のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 29 年 6 月 23 日 (金)  
定款変更の効力発生日 平成 29 年 6 月 23 日 (金)

以上

【別表】

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(取締役の任期) 第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	(取締役の任期) 第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。
(取締役の責任免除) 第 31 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。  2 当会社は社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	(取締役の責任免除) 第 31 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項に定める取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令に定める限度額の範囲内で免除することができる。  2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、同法第 423 条第 1 項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
(監査役会規程) 第 40 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。	(監査役監査規程) 第 40 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役監査規程による。
(監査役の責任免除) 第 42 条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。  2 当会社は社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	(監査役の責任免除) 第 42 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項に定める監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令に定める限度額の範囲内で免除することができる。  2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、同法第 423 条第 1 項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

<p>(会計監査人の任期) 第45条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>	<p>(会計監査人の任期) 第45条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 (変更なし)</p>
--	---

以上